

「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

（1）業務名

「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務

（2）業務内容

本業務の内容は「「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務仕様書」によるものとする。

（3）履行期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで

（4）委託料上限額

10,252,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3. 担当部署

郡上市役所 商工観光部 観光課（担当：加藤）

〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町島谷 130 番地 1

電話：0575-67-1808（直通） FAX：0575-67-1820

E-mail：kankou@city.gujo.lg.jp

4. 参加申込者の資格要件

次の条件のいずれにも該当するものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （2）競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者。
- （3）郡上市競争入札等参加者選定要綱（平成29年郡上市訓令第8号。以下「選定要綱」という。）第4条に規定する資格者名簿に登録されている者（以下「名簿登載者」という。）であること。ただし、資格者名簿に登録されていない者については、参加申込書提出までに選定要綱に基づく審査を受けて資格者名簿に登録されることで名簿登載者とみなす。
- （4）公告の日から契約締結までの間に、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領（平成16年告示第139号）に基づく指名停止措置を受けていない者である

こと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 郡上市暴力団排除条例（平成24年郡上市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (8) 郡上市内に本社を有する者。

5. 企画提案書の作成

(1) 企画書の規格

A4版縦とし、書式、頁数については特に定めないものとする。（A3版による折込頁の挿入は可とする。）文字の大きさなど見やすさに留意すること。

(2) 企画書の構成

- ①記録動画の制作に関する企画（シナリオ）・構成、取材・撮影方法、動画の規格などの提案。
- ②プロモーション動画に関する企画（シナリオ）・構成、取材・撮影方法、動画の規格などの提案。
- ③郡上八幡博覧館において、「郡上のおどり」の魅力を紹介するための動画の制作、動画の活用方法等の方策についての提案。
- ④上記以外に、動画の活用方法、動画を視聴者にリーチさせる方法など「日本一のおどりのまち郡上」の確立に向けて効果的な方策があれば記載すること。

(3) 実施体制・作業工程の記載

本業務の実施するための実施体制（撮影の人員配置等）、作業工程（撮影日程、編集日程等）について記載すること。再委託先等の有無及び予定についても記載すること。なお、コロナ禍や天候不順等の状況下においても、確実に業務を完了するため、次年度にわたる企画・計画を立案すること。

(4) プロポーザル参加者の概要等の記載

- ①プロポーザル参加者の概要
- ②担当者の氏名及び連絡先

(5) 見積書の記載

- ①総合計額の他に業務内訳明細を記載する。一式計上はしないこと。
- ②見積金額は先に示した業務規模の範囲内で、今後、郡上市（以下「本市」という。）との協議により増加が見込まれることも踏まえて、十分に事業全体を遂行できる費用を積算すること。

6. 実施スケジュール

	項目	期間等	備考
1	公募開始・質問受付開始	令和3年4月30日（金）	郡上市公式HPに掲示
2	質問締切	令和3年5月18日（火） 午後5時まで	電子メールによる
3	質問に対する回答	令和3年5月24日（月）	電子メールで回答 郡上市公式HPで公表
4	参加申込書・企画提案書の 受付締切	令和3年5月28日（金） 午後5時まで	持参又は郵送
5	審査（プレゼンテーション 及び質疑応答）	令和3年6月1日（火） 午後2時30分から	郡上市産業プラザ
6	審査結果通知	令和3年6月8日（火）	郡上市公式HPで公表 選定結果は電子メール 及び文書で通知
7	契約手続き	令和3年6月上旬	

7. 参加に係る必要書類の提出

「4. 参加申込者の資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、各種書類は本市ホームページからダウンロードをしてください。

※ 郡上市ホームページ <http://www.city.gujo.gifu.jp/>

（1）提出期限

令和3年5月28日（金） 午後5時まで【必着】

（2）提出方法

持参または郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は一般書留若しくは簡易書留に限る。

（3）提出先

「3. 担当部署」に同じ

（4）提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	参加申込書	【様式第2号】 ・ 共同企業体の場合は、共同企業体の名称を記載するとともに、共同企業体の代表者名で押印し申し込むこと。

イ	誓約書	【様式第 3 号】 ・共同企業体の場合は、共同企業体の名称を記載するとともに、共同企業体の代表者名で押印し提出すること。
ウ	会社概要書	【様式第 4 号】 ・共同企業体の場合は、それぞれの概要書を作成のこと。
エ	業務実績書	【様式第 5 号】 ・新しい年度の実績から抽出し、最大 5 件まで記載のこと。 ・業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付のこと。
オ	企画提案書	【任意様式】 ・企画提案書の構成及び留意事項は、「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務仕様書による。 ※ 文書補完のためのイラスト、図表及び写真の使用を認める。 ※ 提案書の印刷はカラー、白黒を問わない。 ※ 表紙を除きページ番号を付すこと。
カ	見積書	【任意様式】 ・あて先は郡上市長とし、代表者印を押印のこと。 ・企画提案書の構成及び留意事項は、「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務仕様書による。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部とする。

8. 公募に対する質問

当プロポーザルの実施に関して不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和 3 年 5 月 1 8 日（火） 午後 5 時まで【必着】

(2) 提出方法

質問書【様式第 1 号】に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにより送信すること。

(3) 提出先

「3. 担当部署」に同じ

(4) 回答方法

質問者を伏せた上で、順次速やかに全ての質問者に電子メールで回答を行うとともに、本市ホームページ上に掲載する。最終回答日は令和 3 年 5 月 2 4 日（月）とする。

9. 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和 3 年 5 月 2 8 日（金） 正午まで

(2) 提出方法

辞退届【様式第 6 号】に必要事項を記入して提出。

(3) 提出先

「3. 担当部署」に同じ。

10. 選定方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公平に決定するため、「日本一のおどりのまち郡上動画制作業務事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を設置し審査・選定を行う。

(1) 共通事項

① 実施順

企画提案書の受付順とする。

② 選定方法

審査委員が評価項目及び評価内容別紙に基づき、点数付けすることにより選定する。

③ 候補者の決定

審査の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とし、交渉を行う。なお、契約候補者との契約が不調となった場合は、次点者を契約候補者と位置付け交渉を行うものとする。

合計点数が同点の場合は、審査委員で協議の上、候補者を決定する。

企画提案書の提出者が1者の場合でも、審査の実施を経て候補者を決定する。

(2) 審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

① 目的

企画提案書の内容についてのプレゼンテーション及び審査委員による質疑応答の実施による審査

② 実施日時

令和3年6月1日（火）午後2時30分より

③ 実施場所等

郡上市産業プラザ内会議室

④ 実施時間

1者につき30分（準備2分、プレゼンテーション20分、質疑応答8分）以内を予定。

⑤ 出席者

1者につき3名までとし、本業務の総括責任者は必ず出席すること。

⑥ 資料等

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の提出は認めない。

また、プレゼンテーション実施にあたり、パワーポイント等の使用は許可するが、その場合は企画提案書の抜粋表示とし、企画提案書に記載のない表示は行わないこと。パワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは本市において準備するが、これ以外の機器は提案者が準備すること。

(3) 選定に係る留意事項

- ① 審査は非公開とする。
- ② 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。
- ③ 総得点が1位の場合でも、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者として選定しないことがある。

1 1. 契約の手続き

仕様書及び企画提案書等の内容を基本に、本市と候補者が協議の上、郡上市契約規則（平成16年3月1日規則第48号）に基づき随意契約を締結する。なお、原則として候補者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、候補者との協議により項目を加除、変更する場合がある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

1 2. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4. 参加申込者の資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書の金額が「2. 業務概要」の「(4) 委託料上限額」を超えている場合
- (5) 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選考委員会が失格と認めた場合
- (6) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の修正、変更は一切認めない。但し、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。提出後に辞退届が提出された場合も同様とする。
- (4) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表または使用することはできない。
- (5) 企画提案書等提出書類に係る知的財産権の取り扱いは、所定の法令の定めるところに従うものとする。但し、本市は、本業務に係る範囲において必要があると認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、郡上市情報公開条例（平成16年3月1日条例第10号）に基づき提出書類を公開することがある。

別紙

「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務

評価項目及び評価内容

評価項目及び評価内容	配点
1. 提案内容の有効性及び実現可能性	60点
(1) 業務の理解度 「郡上のおどり」の保存と継承を目的とする本事業を実施するにあたり、「郡上のおどり」の現状について理解をしているか。 （「郡上のおどり」の歴史・種類・祭礼、保存会の経緯、ジュニアクラブ・お囃子クラブ、会場となる町並みと周辺環境 等）	10点
(2) 保存継承記録動画の内容 保存継承記録動画は、郡上おどりの保存と継承の目的に寄与する内容となっているか。	15点
(3) プロモーション動画の内容 プロモーション動画は、国内外の旅行者等に郡上の魅力を発信する内容となっているか。	15点
(4) 動画の様式 高画質・高音質での撮影、記録を達するものであるか。また SNS 等での発信等での活用に適した仕様となっているか。	10点
(5) 新規性・独創性 これまでにない新しい発想や、行政にはない視点があるか。	10点
2. 事業を適正かつ適切に実施する能力	40点
(1) 事業実施の能力について 本事業に類する事業の実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10点
(2) 事業実施体制の確保 計画を適正かつ確実に実施できる実施体制が示されているか。また、動画を制作にあたって、本市と密接な打合せを行いながら事業の遂行することが可能か。	10点
(3) 事業費の妥当性 事業費の積算は、魅力的な動画制作を実施する上で合理的か。	10点
(4) 事業実施の柔軟性 コロナ禍や天候不順等の影響により、撮影が困難になった場合でも確実に業務を遂行するための対策や、次年度にわたる企画・計画を有しているか。	10点
計	100点